

(参 考)

税制改正案の概要

1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充

所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額について、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）を限度に控除する特例について、適用期限を平成29年末まで4年間延長した上で、平成26年4月からの居住者について、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）に拡充

（注）平成27年度分以後の個人住民税について適用

2 法人県民税及び法人事業税

- (1) 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備の取得に係る税額控除等ができる制度を創設
- (2) 雇用者給与等支給額を一定以上増加させた場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度を創設

3 配当割県民税及び株式等譲渡所得割県民税

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、口座開設期間を平成26年1月1日から平成35年12月31日までとする。

4 延滞金等の割合の見直し

当分の間、延滞金及び還付加算金の割合を引下げ

	(現 行)		(改正案)
延滞金	14.6%	→	特例基準割合+7.3%
納期限後1カ月以内の場合	4.3%	→	特例基準割合+1.0%
還付加算金	4.3%	→	特例基準割合

（注）平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用